

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市女性団体活動事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	女性団体の自立と活動の活性化を図り、男女共同参画社会形成のため、女性団体が行う公益的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	補助金の交付対象となる女性団体活動事業を行うもの
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、消耗品費、燃料費、食料費及び印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>予算計上額を上限とする</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p> <p>佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による</p>
補助率等	<p>市長が定める</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p>佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>参加人数 198人（加入者数）</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>算出不可</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>佐渡市女性団体活動の運営が目的であるため、費用対効果の数値化はできないが、会員交歓会、研修大会、総会、その他地区活動の実績により評価する。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	<p>令和9年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>年度末に各関係団体に通知</p>
事業担当	<p>(担当部署) 社会教育課</p> <p>(電話番号) 0259-58-7356</p>